

「タブレット端末調達」の
一般競争入札に係る

入札説明書

令和5年1月
公益財団法人 日本財団

入札説明書

公益財団法人 日本財団
経理部

公益財団法人 日本財団（以下「日本財団」という。）のタブレット端末調達に係る入札公告(2023年1月6日付電子公告)に基づく入札については、日本財団契約規程及び入札公告に定めるもののほか、下記に定めるところとする。

記

1. 一般競争入札に関する事項

- (1) 案件名および数量
タブレット端末調達
- (2) 公告日
令和5年1月6日(金)
- (3) 調達の概要
調達の内容：タブレット端末調達
調達の規模：調達仕様書による。
- (4) 納期
令和5年3月末日
- (5) 納品場所
「子ども第三の居場所」事業実施中の各拠点
- (6) 入札方法
 - (ア) 落札者の決定は最低価格落札方式をもって行う。
 - (イ) 入札金額は、調達仕様書の全品目に対する総額（日本国通貨）をもって入札金額とする。
 - (ウ) 入札者は、契約条件を十分考慮し、仕様書等にて示す一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
 - (エ) 落札者の決定にあたっては、入札金額に10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めず、本体価格を入札金額とすること。
 - (オ) 落札者の決定方式は当財団契約規程第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (カ) 入札者は、入札後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和 4、5、6 年度 関東甲信越地域における競争参加資格(全省庁統一資格)
「物品の販売」及び「役務の提供等」で「A」ランクの資格保有者であること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (3) 日本財団契約規程第 12 条（一般競争参加者の制限）に該当しない者であること。
- (4) 官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者であること

3. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、参加の意思及び 2. の各項に掲げる競争参加資格を有する事を証明するために、次に従い、入札参加資格審査申請書、申告書(HP掲載)に必要事項を記入の上、競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し、会社経歴書、財務諸表を添えて提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお期限までに申請書を提出しないもの、および競争参加資格がないと通知された者は、本競争に参加できない。
 - (ア) 提出期限
令和 5 年 1 月 6 日(金)から 2 月 17 日(金) 15:00 まで
 - (イ) 受付時間
土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 9 時から午後 3 時までとする。
 - (ウ) 提出場所
〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル
日本財団 経理部 財務チーム宛
- (2) 申請書の提出は、提出場所への電子メールにより行うこととする。競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 5 年 2 月 24 日(金)までに「入札参加資格審査結果通知書」を以て電子メールにて通知する。
- (3) 申請書について、日本財団より説明を求められた場合は、それに応じなければいけない。

4. 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

5. 支払いの条件

納品完了を確認後一括支払いとする。

6. 契約者の役職及び氏名

公益財団法人 日本財団 会長 笹川 陽平

7. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8. 契約書作成の要否

要

なお、契約締結までの間において、契約しようとする業務に係る落札額の内訳書を提出すること。

9. 入札手続等

- (1) 入札説明書、調達仕様書の交付期間
 - (ア) 交付期間
令和5年1月6日(金)から2月17日(金)15:00まで
 - (イ) 交付場所
日本財団 HP(<http://www.nippon-foundation.or.jp>)

- (2) 入札説明会は開催しない
入札について質問があれば、本入札説明書11-(1)-(イ)に記載されている照会先へ電子メールにより照会すること。
当会からの回答は、質問事項をまとめ、電子メールにより情報開示する
回答予定日：令和5年2月17日(金)までに随時行う。

- (3) 開札の日時及び場所
令和5年3月6日(月) 10時00分
東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル 2階 第2、第3会議室

- (4) 入札書の提出方法
 - (ア) 入札者は、入札説明書、調達仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。
 - (イ) 入札者は、次に掲げる事項を記載した入札書(後日送付)を直接に提出しなければならない。
 - ① 案件名
 - ② 入札金額
 - ③ 入札者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
 - ④ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所・氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
 - (ウ) 入札書を封書に入れ封緘のうえ、入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)を明記し、「3月6日開札(タブレット端末調達)の入札書在中」と記入の上、提出しなければならない。
 - (エ) 入札者は、封緘した入札書を、入札参加資格審査結果通知書を持参の上、提出しなければならない。
 - (オ) 入札者は、入札額の根拠となる積算書類(見積書)を封緘のうえ、担当職員に提出しなければならない。
 - (カ) 本件に関し、一旦受領した書類は返却しない。また、受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (5) 代理人による入札
 - (ア) 入札者は、代理人をして入札させるときは、委任状(後日送付)を入札書と一緒に提出しなければならない。
 - (イ) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

- (6) 入札の無効
入札で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。
 - (ア) 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格を有しない者による入札
 - (イ) 本項(7)(8)に規定する方法以外の方法により行われた入札

- (ウ) 案件名及び入札金額のない入札
- (エ) 案件名に重大な誤りのある入札
- (オ) 委任状を提出しない代理人による入
- (カ) 代理人による入札で、入札者本人の氏名及び押印、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、入札者本人の氏名、代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (キ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）の欠く入札
- (ク) 金額を訂正した入札でその訂正について印の押していないもの
- (ケ) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (コ) 明らかに連合によると認められる入札
- (サ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (シ) 入札公告及び入札説明書において示した入札者に求められる義務等を履行しなかった者の入札
- (ス) 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の入札
- (セ) その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の延期等

入札者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(8) 開札

- (ア) 開札は、入札者を立ち合わせて行うものとする。
- (イ) 開札場には、入札者並びに入札事務に係りの役職員及び前項の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (ウ) 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (エ) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この再度の入札に当たっては、直ちに行う。なお、この再度入札の際に、入札者が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

10. 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

11. その他

- (1) 入札説明書及び仕様書の内容等に対する質問がある場合は、書面(様式は日本財団HP)にて、電子メールにより提出すること。質問の期限、照会先は以下のとおりである。

(ア) 質問・問い合わせの期限

令和5年1月6日(金)から随時受付け、期限は2月17日(金)15:00までとする。

回答は、質問事項をまとめ令和5年2月17日(金)までに、電子メールにより随時開示する。

(イ) 照会先

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル

日本財団 経理部 財務チーム

担当：木月(きつき)、原田(はらだ)

Email：r_kitsuki@ps.nippon-foundation.or.jp

TEL (03) -6229-2620

- (2) 落札者が提出した書類等の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。検査の結果、適切な契約の履行がなされないおそれが多分に認められる場合には、予定価格の範囲内でかつ事前審査に合格した次順位者を落札とする場合がある。
- (3) 契約期間中において、落札者が提出した書類等について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。
- (4) 日本財団契約規程は以下の Web サイトに掲載している。

http://nippon.zaidan.info/kinenkan/kitei/000042/kitei_item.html

以上